

神栖市商工会「新型コロナウイルス感染症」への対応指針

神栖市商工会

会長 岡野 克幸

1. 会員、地域商工業への対応

(1) 情報発信活動

- ①当商工会ホームページにて厚生労働省、経済産業省、茨城県、神栖市等の関連情報を発信
- ②会員へ新型コロナウイルス感染症対策支援事業に関する情報の迅速な提供

(2) 緊急対策活動

- ①新型コロナウイルス感染症関連経営相談窓口の設置
- ②会員を対象に緊急アンケートを実施し、状況を正確に把握
- ③アンケート調査結果をもとに影響が見られる業種に対して、融資制度等の情報発信等を適時実施
- ④影響の大きい業種への資金繰り支援に重点をおき、神栖市、日本政策金融公庫、市内の金融機関と連携し相談会を適時開催するなど、柔軟な対応とあわせて適正かつ迅速な融資を実行できる環境を整える
- ⑤販路開拓、新商品開発等、経営力向上を目指す会員に対し補助金事業の活用を支援、各種専門家と連携し、高度な相談にも迅速に対応する

2. 事業活動の対策について

(1) 会議・イベントの開催について

- ①参加者はマスクを着用する
- ②入館時、参加者に発熱等の体調確認を行う
- ③消毒液を設置し入退室時に消毒を行う
- ④参加者の連絡先を取得するかまたは国、県が提供する感染拡大防止システムに登録すること
- ⑤室内では常時換気を行うこと
- ⑥一人につき前後左右1m以上の間隔確保すること
- ⑦主催する会議・事業等の中止判断は別紙のとおりとする
- ⑧別紙で定める判断基準において③以上となった場合、外部への新規施設貸出を停止する

(2) 外部会議等への参加、出張について

- ①神栖市が感染拡大地域に指定された場合、外部主催会議等への参加は制限する
- ②感染が拡大していると商工会長が判断した地域への出張は制限する

(3) 窓口業務について

- ①受付名簿を設置し、相談者の連絡先を確認、保存
- ②来会者の感染防止対策アプリの登録

- ③消毒液、マスク着用、シールド越し接客の徹底
- ④来会者へのマスク着用、咳エチケットの受付、掲示板等で周知
- ⑤入室は十分な空間を確保できる人数に制限する
- ⑥オンライン経営相談窓口を設置

3. 支援対策の検討、関係機関との連携について

「新型コロナウイルス感染症」影響事業者支援、地域振興事業の安全な運営等の対策を協議するため、対策連絡会議を適時開催する

※構成員 商工会役員、神栖市役所企業港湾商工課及び観光振興課、各種融資制度審査会審査委員、日本政策金融公庫、市内金融機関、神栖市観光協会等

4. 職員及び事務所における対応について

(1) 職員の対応

- ①家族を含めた検温等による日々の体調管理の徹底
- ②マスクの常時着用
- ③こまめな手洗い、手指消毒、うがいの励行

(2) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合および濃厚接触者となった場合

- ①商工会職員（委託業務等に関わる臨時職員及び契約社員並びに派遣社員を除く）は茨城県商工会連合会が定める「新型コロナウイルス感染症対策指針」に準ずる
- ②委託業務等に関わる臨時職員及び契約社員並びに派遣社員は神栖市商工会または委託業務依頼元等の定めに準ずるものとする

(3) 事務所の対応

- ①常時換気と空気清浄、定期的な消毒実施
- ②すべての相談窓口、デスクに飛沫感染防止（透明シールド等）を設置
- ③全職員間で速やかに連絡がとれるようSNSを活用した連絡網を構築、テレワーク、Web会議等のリモート環境も強化する
- ④職員の感染による商工会活動の完全停止を避けるため、本所、支所の職員配置を見直し、配置換えにより職員の業務負担が増加することが見込まれるためネットやシステムを有効活用（IT化）し業務効率化をさらに推進する

附則

この指針は令和2年12月18日より実施する。

この指針は令和3年3月17日に一部を改正し実施する

この指針は令和3年12月23日に一部を改正し実施する

新型コロナウイルス感染症拡大にともなう事業等の実施判断基準

新型コロナウイルス感染症拡大の状況が次のいずれかに該当する場合、商工会が主催する事業・会合等（以下事業という）の実施について次の基準を目安に実施、中止を判断する

（１）判断基準

- ①茨城版コロナNext（Ver.4）がStage 4、または病床稼働数と重症病床稼働数が両方ともStage 4となった場合
⇒ 室内における参加人数が収容人数の1/2以上になると見込まれる事業は中止
- ②茨城版コロナNext（Ver.4）指標の病床稼働数と重症病床稼働数のどちらか一方がStage 4となった場合、または神栖市が感染拡大地域に指定された場合
⇒ 室内における参加人数が収容人数の2/3以上になると見込まれる事業は中止
- ③茨城版コロナNext（Ver.4）がStage 3、または病床稼働数と重症病床稼働数のどちらか一方がStage 3となった場合
⇒ 室内における参加人数が収容人数の3/4以上になると見込まれる事業は中止
- ④茨城版コロナNext（Ver.4）指標の病床稼働数と重症病床稼働数のどちらか一方がStage 2となった場合、または茨城県内において感染が拡大していると商工会長が判断した場合
⇒ 室内で不特定多数の者が参加する事業は原則中止

※上記に関わらず、万全の感染防止対策が講じられていると執行部で判断した場合は実施を認めることができる、但し、政府から緊急事態宣言の発出や茨城県にまん延防止等重点措置が適用された場合は、その内容に従い中止するものとする

（２）共通事項

すべての事業において、定期的な換気、検温（37.5度以上参加不可）、手指消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンス（1m以上）確保、いばらきアマビエちゃん登録、参加者の連絡先確認を必ず実施すること

また、市外、県外で行う事業については、現地の行政判断等を考慮し実施するものとする